

山梨県公報

号外第十二号

令和三年

三月三十一日

水曜日

目次

訓令

- 庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令……………一
- 山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県公印規程の一部を改正する訓令……………二
- 職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………二
- 山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令……………三
- 山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令……………四
- 山梨県県有林野管理規程及び山梨県県有林調査規程の一部を改正する訓令……………四

企業局

- 山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程……………四
- 山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………八
- 小樺ダム操作規程の一部を改正する規程……………二〇
- 山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令……………二二

訓令

山梨県訓令甲第一号

本 庁

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

庁内統計調査事務調整規程の一部を改正する訓令

庁内統計調査事務調整規程(昭和二十九年山梨県訓令甲第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「規定する室長」の下に、「同規則第十四条の二第三項に規定する感染症対策推進監等」を加える。

別記様式中「**表**」を削る。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第二号

本 庁

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県交通安全対策本部規程の一部を改正する訓令

山梨県交通安全対策本部規程(昭和四十一年山梨県訓令甲第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「リニア交通局長」を「県民生活部長」に改める。

第五条第二項中「リニア交通局交通政策課」を「県民生活部交通政策課」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第三号

本 庁

出 先 機 関

労働委員会事務局

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県職員服務規程(昭和四十三年山梨県訓令甲第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の部部長の款中「林務長又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同部知事政策補佐官、理事(部又は局に配置された理事を除く。)又は会計管理者の款中「知事政策補佐官」の下に、「地域ブランド統括官」を加え、同部知事秘書監の款を次のように改める。

感染症対策 統轄官補	感染症対策推進監	上欄の者と同一のグループに所属するその他の 職員

第二条第一項の表知事の部局長の款中「政策調査監」の下に「、秘書監、広聴広報監」を加え、「防災対策専門監、リニアビジョン推進監」を「リニア未来創造推進監、未来創造推進監」に改める。

附則
この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令第四号

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎
労働委員会事務局 出 先 機 関 庁

山梨県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
山梨県職員安全衛生管理規程（昭和四十九年山梨県訓令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「部及び」を「知事直轄組織、部及び」に改める。
第九条の二第二項中「、局長」を「局長、知事直轄組織にあつては感染症対策統轄官」に、「局にあつて」を「部にあつて」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令第五号

山梨県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎
本 出 先 機 関 庁

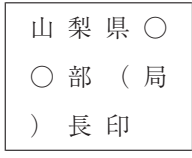

山梨県公印規程の一部を改正する訓令
山梨県公印規程（昭和四十三年山梨県訓令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「規定する部長」の下に「、同規則第十二条の二第一項に規定する感染症対策統轄官」を加え、同条第二号中「政策参事等」を「感染症対策推進監等」に改める。

第八条第一項中第二十七号を第二十九号とし、第十号から第二十六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第九号中「森林環境部専用」を「林政部専用」に、「森林環境部森林環境総務課」を「林政部林政総務課」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 環境・エネルギー部専用の知事印及び部長印 環境・エネルギー政策課の課長
第八条第一項中第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第四号中「リニア交通局専用」を「リニア未来創造局専用」に、「リニア交通局リニア未来創造・推進課」を「リニア未来創造局リニア未来創造・推進課」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 知事直轄組織専用の知事印及び部長印 知事直轄組織感染症対策グループの感染症対策推進監
別表知事印の項中「森林環境部用」を「林政部用」に、「リニア交通局用」を「リニア未来創造局用」に、「十五 子育て支援局用」を「十六 知事直轄組織用」を「十七 環境・エネルギー部

用」に改め、同表部長印の項中
「」を「」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令第六号

職員に駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十一日
本 出 先 機 関 庁

山梨県知事 長 崎 幸太郎

職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令
職員の駐在に関する規程（昭和四十三年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表二の項中「地域創生・人口対策課」を「二拠点居住推進課」に改め、同表中四の項を削り、三の項を四の項とし、同表二の項の次に次の一項を加える。

二二 二拠点居住推進課	二拠点居住の推進に関する業務	東京都千代田区平河町二丁目	
-------------	----------------	---------------	--

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第七号

本 出 先 機 関 庁

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県プロジェクトチーム編成運営規程の一部を改正する訓令
山梨県プロジェクトチーム編成運営規程（昭和四十六年山梨県訓令甲第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「部又は」を「知事直轄組織、部又は」に、「部局」を「部等」に改める。
第五条第四項中「部局（）」を「部等（）」に、「関係部局」を「関係部等」に改める。
第八条（見出しを含む。）中「関係部局」を「関係部等」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第八号

本 出 先 機 関 庁

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県行政文書管理規程の一部を改正する訓令
山梨県行政文書管理規程（平成十八年山梨県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「政策企画グループ」「政企」や「感染症対策グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

「国際戦略グループ」「国際」「政企」や「国際戦略グループ」「政企」

附則
この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第九号

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
出先機関
令和三年三月三十一日
山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県電子情報処理管理規程の一部を改正する訓令

山梨県電子情報処理管理規程（平成十九年山梨県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。
第十八条第四項中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、
第一号の次に次の一号を加える。
二 D X推進室長

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県訓令甲第十号

森 林 環 境 部
林 務 環 境 事 務 所
森 林 総 合 研 究 所

山梨県有林野管理規程及び山梨県有林野調査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県有林野管理規程及び山梨県有林野調査規程の一部を改正する訓令
（山梨県有林野管理規程の一部改正）

第一条 山梨県有林野管理規程（昭和三十七年山梨県訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。

令達先中「森林環境部」を「林政部」に改める。
本則中「森林環境部長」を「林政部長」に改める。
第二十八条中「森林環境部」を「林政部」に改める。
（山梨県有林野調査規程の一部改正）

第二条 山梨県有林野調査規程（昭和四十五年山梨県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

令達先中「森林環境部」を「林政部」に改める。
第三十六条中「森林環境部長」を「林政部長」に改める。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

企業局

山梨県企業局組織規程第一号

山梨県企業局組織規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

山梨県企業局組織規程の一部改正

第一条 山梨県企業局組織規程（昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条中「分掌事務」を「分掌事項」に改め、同条を同条第一項とし、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する課のうち、電気課に新エネルギーシステム推進室を置く。
3 前項に規定する室の分掌事項は、別表第一の二のとおりとする。

第四条第二項中「分掌事務」を「分掌事項」に改める。

第四条の三第一項中「局本庁の課」の下に「（第三条第二項の室（第五条第九項及び第十項において「課内室」という。）を含む。）」を加える。

第五条中第十一項を第十三項とし、第十項を第十二項とし、第九項を第十一項とし、第八項の次に次の二項を加える。

9 課内室に室長を置く。
10 室長は、上司の命を受け、課内室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第五条の二を削る。
第七条第一項中「及び第五項」を「、第五項及び第九項」に改める。

別表第一中「事務分掌」を「分掌事項」に改め、同表電気課の項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とする。

別表第一の次に次の一表を加える。
別表第一の二（第三条関係）

室	分掌事項
新エネルギーシステム推進室	一 新エネルギーシステムの推進に関すること。 二 米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関すること。

(山梨県企業局公印規程の一部改正)

第二条 山梨県企業局公印規程(昭和四十年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第一号中「規定する課長」の下に「及び同条第九項に規定する室長」を加える。

第十条第二項中「当該課」の下に「及び室」を加える。

別表山梨県企業局課長印の項中「山梨県企業局課長印」を「山梨県企業局課(室)長印」に改める。

第二号様式中「~~課~~」を「~~課~~」に改める。

(山梨県企業局財務規程の一部改正)

第三条 山梨県企業局財務規程(昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「課長」の下に「、同条第九項に規定する室長」を加える。

第三十三号第一項中「課長」の下に「及び室長(以下「課長」という。)」を加える。

第七十一条第一項中「課」の下に「、室(以下「課」という。)」を加え、同条第二項中「課長補佐」の下に「又は室長があらかじめ指定する者」を加える。

(山梨県企業職員との給与に関する規程の一部改正)

第四条 山梨県企業職員との給与に関する規程(昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

別表第三局本庁の部課長の項中「課長」を「課長」に改める。
室長

(山梨県企業局処務規程の一部改正)

第五条 山梨県企業局処務規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項及び同項第三号中「課」を「課、室」に改め、同条第二項中「課名又は事業所」を「課名、室名又は事業所名」に改める。

別表中「課・事業所名」を「課・室・事業所名」に、「課又は事業所名の略字」を「課名の略字」に、「電気課」を「電気課」に改める。
新エネルギーシステム推進室

(山梨県企業局事務決裁規程の一部改正)

第六条 山梨県企業局事務決裁規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第五条中「規定する課長」の下に「及び同条第九項に規定する室長」を加える。

第十一条第一項中「課長補佐」の下に「又は室長があらかじめ指定する者」を加える。

別表第一第六号中「課長」の下に「並びに組織規程第五条第九項に規定する室長」を加える。

別表第二第一号、第三号及び第五号中「課長」の下に「並びに組織規程第五条第九項に規定する室長」を加える。

別表第四総務課長の個別的専決事項の項第三号中「各課」を「組織規程第三条第一項に規定する課及び同条第二項に規定する室(以下「各課」という。)」に改め、同項第六号中「第一号」の下に「及び新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項の項第一号」を加え、同項第七号中「第二号」の下に「及び新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項の項第二号」を加える。

別表第四電気課長の個別的専決事項の項第一号中「取得」の下に「(新エネルギーシステムの推進並びに米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関することを除く。)」を加え、同項第二号中「登記事務」の下に「(新エネルギーシステムの推進並びに米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関することを除く。)」を加え、同項の次に次の一項を加える。

新エネルギーシステム推進室長の個別的専決事項

一 金額百万円未満の電気事業に係る固定資産の取得(新エネルギーシステムの推進並びに米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関することに限る。)

二 金額百万円未満の電気事業に係る補償及び登記事務(新エネルギーシステムの推進並びに米倉山太陽光発電所PR施設の管理及び運営に関することに限る。)

に関すること。

(山梨県企業局議規程の一部改正)

第七条 山梨県企業局議規程(昭和五十三年山梨県企業局管理規程第十号)の一部を

次のように改正する。

第三条中「課長」の下に「、室長」を加える。

(山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程の一部改正)

第八条 山梨県企業局固定資産管理運用委員会規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第三号)を次のように改正する。

第三条第三項中「の課長」の下に「及び室長」を加える。

(山梨県企業局図書類取扱規程の一部改正)

第九条 山梨県企業局図書類取扱規程(昭和五十五年山梨県企業局管理規程第二号)を次のように改正する。

第四条第二項及び第五条中「局本庁各課」の下に「及び室」を加える。

(山梨県営電気事業保安規程の一部改正)

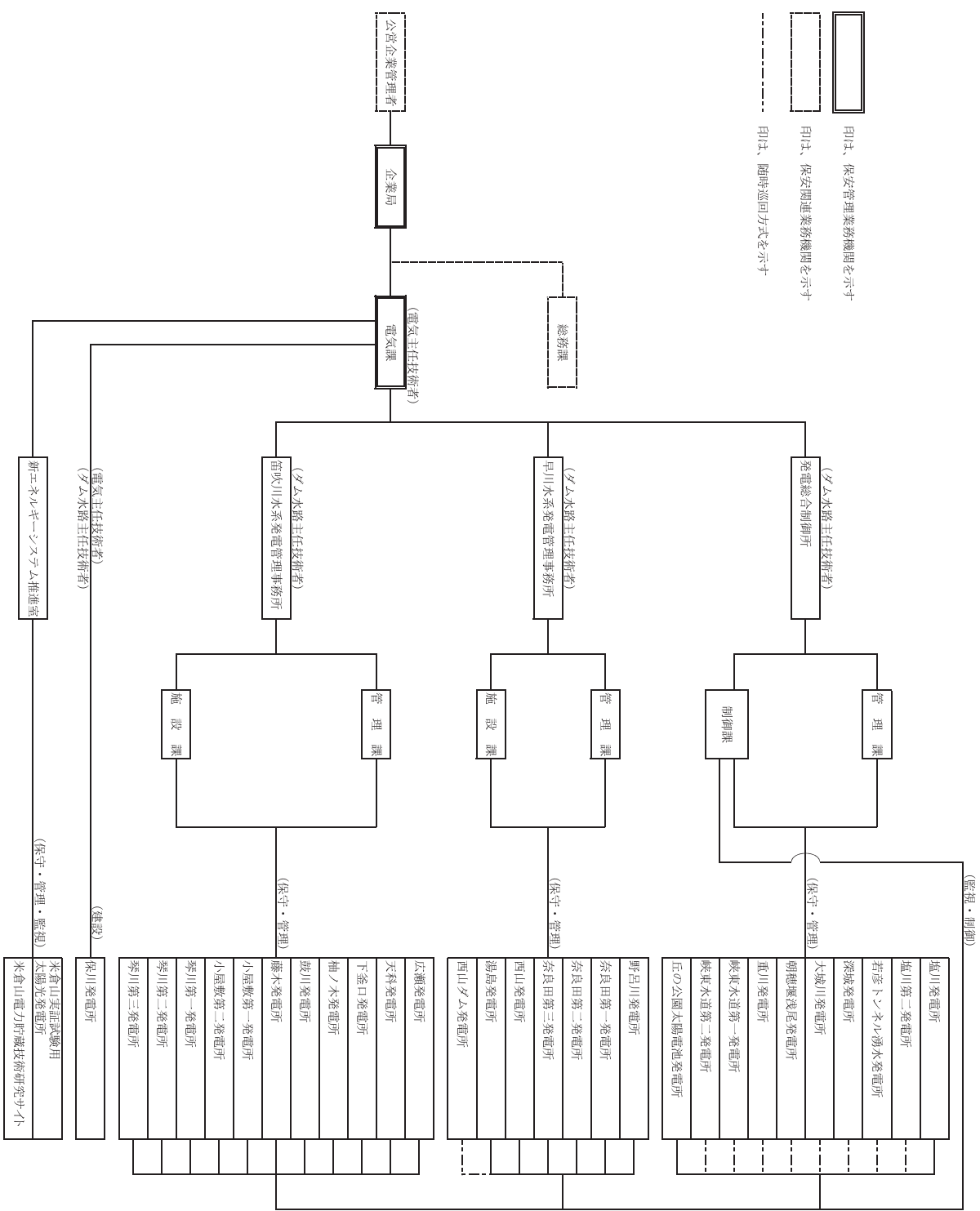
第十条 山梨県営電気事業保安規程(昭和六十年山梨県企業局管理規程第九号)を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第四条関係）

保安に関する組織機構

印は、保安管理業務機関を示す
 印は、保安関連業務機関を示す
 印は、随時巡回方式を示す



別表第二本庁の部電気課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同項の次に次のように加える。

新エネルギー
システム推進室

1 米倉山実証試験用太陽光発電所及び米倉山電力貯蔵技術
研究サイトの保守管理に関すること。

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程

山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表「電気事業会計勘定科目表」の「負債」の「3 繰上返済」の表を次のように改める。

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		地方公営企業法施行令第26条第1項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金金額。
長期前受金収益化累計額	(何)	工事負担金 国庫補助金		

		受贈財産評価額 その他長期前受金	
繰延運営権対価			民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として收受するものの額。
繰延運営権対価収 益化累計額	(何)		
運営権者更新投資	(何)		民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条第4号に規定する公共施設等運営権者が、同法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し、又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第17条第3号に規定する公共施設等運営権の存続期間の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）の額。

運営権者更新投資 収益化累計額	(何) (何)			
--------------------	----------------	--	--	--

民営「電気事業会計勘定科目表」の「収益」の※中	「」電力料	水力発電電力 その他電力料
料	料	料
電力料 繰延運営権対 価収益 運営権者更新 投資収益	水力発電電力料 その他電力料	地方公営企業法施行規則第21条の2第2項の規定に 営権対価の額。 地方公営企業法施行規則第21条の3第2項又は第3 した運営権者更新投資の額。
より償却した繰延運 項の規定により償却	じがさる。	
民営「温泉事業会計勘定科目表」の「負債」の「3 繰延収益」の※※※のよべこが 々々。		

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価額 その他長期前受金		地方公営企業法施行令第26条第1項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金 金の額。
長期前受金収益化累計額	(何)	工事負担金 国庫補助金		

		受贈財産評価額 その他長期前受金	
繰延運営権対価			民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として收受するものの額。
繰延運営権対価収 益化累計額	(何)		
運営権者更新投資	(何)		民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条第4号に規定する公共施設等運営権者が、同法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し、又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第17条第3号に規定する公共施設等運営権の存続期間の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）の額。

運営権者更新投資 収益化累計額	(何)			
(何)				

<p>第4条「温泉事業会計勘定科目表」の「収益」の第4中 「温泉供給収益」</p>	<p>温泉供給料金</p>
<p>主たる営業活動から生ずる収益。 給湯料金。</p>	<p>「 」</p>
<p>温泉供給収益 繰延運営権対 価収益 運営権者更新 投資収益</p>	<p>主たる営業活動から生ずる収益。 給湯料金。 地方公営企業法施行規則第21条の2第2項の規定に 営業対価の額。 地方公営企業法施行規則第21条の3第2項又は第3 した運営権者更新投資の額。</p>
<p>より償却した繰延運 項の規定により償却</p>	<p>」</p>
<p>第4条「地域振興事業会計勘定科目表」の「負債」の「3 繰延収益」の表のよ 」</p>	

3 繰延収益

款	項	目	節	備考
長期前受金	(何)	工事負担金 国庫補助金 受贈財産評価 額 その他長期前 受金		地方公営企業法施行令第26条第1項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するものの交付を受けた場合におけるその交付を受けた金額に相当する額及び償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債の元金の償還に要する資金に充てるため一般会計又は他の特別会計から繰入れを行った場合におけるその繰入金 の額。
長期前受金収益化 累計額	(何)	工事負担金 国庫補助金		

		受贈財産評価額 その他長期前受金	
繰延運営権対価			民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として收受するものの額。
繰延運営権対価収益化累計額	(何)		
運営権者更新投資	(何)		民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第9条第4号に規定する公共施設等運営権者が、同法第22条第1項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し、又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第17条第3号に規定する公共施設等運営権の存続期間の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）の額。

運営権者更新投資 収益化累計額	(何)			
(何)				

別表「地域振興事業会計勘定科目表」の「収益」の表中 「(何) 施設利用施設貸付(何) 事業料 業収益」を

「(何) 施設利用施設貸付料」	「(何) 施設利用施設貸付料」
繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益	地方公営企業法施行規則第21条の2第2項の規 定による額。 地方公営企業法施行規則第21条の3第2項又は した運営権者更新投資の額。

定により償却した繰延運

に改める。

第3項の規定により償却

附則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

小樺ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井出 仁

小樺ダム操作規程の一部を改正する規程

小樺ダム操作規程（昭和四十年山梨県企業局管理規程第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第五条」に、「第八条」を「第六条」に、「第十条」を「第十三条」を「第八条」を「第十一条」に、「制水ゲート」を「排砂ゲート」に、「第十四条」を「第十七条」を「第十二条」を「第十五条」に改める。
第二条を削る。
第三条の見出しを「管理主任技術者」に改め、同条第一項を次のように改める。

第三条 早川水系発電管理事務所（昭和三十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第五十条第一項に規定する管理主任技術者を一人置く。
第三条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダムの管理に関する事務を誠実に執行せねばならぬ。

第三条を第二条とする。

第四条第一項中「操作員を」の下に「ダムもしくは早川水系取水口監視所に」を加え、同条を第三条とする。

第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第七条を削り、第二章中第八条を第六条とする。

第九条第二項中「局長」を「関東地方整備局長、（以下「局長」という。）」に改め、同条を第七条とする。

第十条の見出し及び同条第一項中「警戒勤務」を「予備警戒」に、同項第一号中「暴風雨注意報」を「洪水注意報」に改め、第三章中同条を第八条とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「警戒勤務」を「予備警戒」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 監視カメラ等による監視を強化し、各施設及び周辺の状態について点検すること。

第十一条第一項第二号中「把握」を「把握」に、同条第二項中「勤務」を「体制」に改め、同条を第九条とする。

第十二条の見出し中「出水時勤務」を「洪水警戒」に改め、同条中「暴風雨警報」を「洪水警報」に、「出水時勤務」を「洪水警戒」に改め、同条を第十条とする。

第十三条を第十一条とする。

第四章の章名中「制水ゲート」を「排砂ゲート」に改める。
第十四条の見出し及び同条中「ゲート」を「排砂ゲート」に、「管理者及び知事」を「所長」に改め、第四章中同条を第十二条とする。

第十五条の見出し及び同条中「ゲート」を「排砂ゲート」に改め、同条を第十三条とする。

第十六条の見出し中「ゲート」を「排砂ゲート」に改め、同条第二項中「制水ゲート」を「排砂ゲート」に改め、同項第二号中「ゲート」を「排砂ゲート」に改め、同条第三項中「制水ゲート」を「排砂ゲート」に改め、同条を第十四条とする。
第十七条中「第十六条第二項」を「第十四条第二項」に改め、同条を第十五条とする。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局訓令甲第一号

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

山梨県公営企業管理者 井 出 仁

山梨県企業局訓令前行署名式の一部を改正する訓令

山梨県企業局訓令前行署名式（昭和五十五年山梨県企業局訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

「電気課」の下に「新エネルギーシステム推進室」を加える。

附則

この訓令は、令和三年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番